

1. 今後の協議会の運営にあたっては、以下のとおり進めていくこととする。
 - ① 協議会は、事業の進捗等を確認するために、毎年度 1 回は開催する。
 - ② 実務的・専門的な内容に関する議論を行う場合等においては、協議会の円滑な進行を図るため、実務者会議を設置の上議論できることとし、その内容は協議会へ報告する。
 - 実務者会議の議論事項としては以下を想定。
 - (A) 地域や漁業との協調・共生策（基金の透明性の確保、共生策の内容等）
 - (B) 漁業影響調査（調査計画、調査状況、調査結果等）
2. 次回の協議会は、漁業影響調査や共生策の進捗状況等について報告するとともに、協議会意見とりまとめの留意事項に照らした取組内容のうち、関係者間で協議・調整を行う事項について、選定事業者等から報告いただく。